

2020年7月1日

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項、同条第2項及び第801条第3項
並びに会社法施行規則第189条に定める書面)

大阪府中央区平野町四丁目1番2号
大阪瓦斯株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 本荘 武宏

東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号
株式会社CDエナジーダイレクト
代表取締役社長 山東 要

大阪瓦斯株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）と株式会社CDエナジーダイレクト（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2020年1月31日付吸収分割契約に基づき、2020年7月1日を効力発生日として、吸収分割会社の首都圏における家庭用電力小売事業及び電力卸売事業に係る権利義務（以下「本承継対象権利義務」といいます。）を、吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関して会社法第791条第1項、同条第2項及び第801条第3項並びに会社法施行規則第189条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

- 1 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2020年7月1日
- 2 吸収分割会社における法定手続の経過に関する事項
 - (1) 吸収分割の差止請求手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）
本吸収分割は会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - (2) 株式買取請求手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）
本吸収分割は会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はあ

りません。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続の経過に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 5 月 18 日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はいませんでした。

3 吸収分割承継会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 吸収分割の差止請求手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

会社法第 796 条の 2 の規定に基づく吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 株式買取請求手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

会社法第 797 条第 1 項の規定に基づく株式買取請求をした株主はいませんでした。

(3) 債権者異議手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 5 月 18 日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はいませんでした。

4 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割会社は、吸収分割契約に基づき、本承継対象権利義務を、吸収分割承継会社に承継させました。その詳細は別紙承継対象権利義務明細表記載のとおりです。

5 変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2020 年 7 月 1 日（予定）

6 その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上

別紙

承継対象権利義務明細表

本承継対象権利義務の明細は以下のとおりとする。

1. 承継する資産

現預金：要調整額から本価値評価額（2020年3月末時点・OG）と総価値評価額（2020年3月末時点・CE）の差額を減じた額（但し、いかなる場合でも0円を下回らないものとする。）

要調整額	要調整額（OG）から要調整額（CE）を減じた額
要調整額（CE）	「総価値評価額（本件効力発生日時点・CE）」が「総価値評価額（2020年3月末時点・CE）」に0.5を乗じた額を下回った場合における「総価値評価額（2020年3月末時点・CE）」と「総価値評価額（本件効力発生日時点・CE）」の差額
要調整額（OG）	「本価値評価額（本件効力発生日時点・OG）」が「本価値評価額（2020年3月末時点・OG）」に0.5を乗じた額を下回った場合における「本価値評価額（2020年3月末時点・OG）」と「本価値評価額（本件効力発生日時点・OG）」の差額
総価値評価額（本件効力発生日時点・CE）	「本価値評価額（本件効力発生日時点・CE）」に「Loop先払価値（本件効力発生日時点・CE）」を加えた金額
本価値評価額（本件効力発生日時点・CE）	2020年7月1日を効力発生日として電力小売事業等を中部電力ミライズ株式会社から吸収分割承継会社に対して承継させる吸収分割契約に基づいて中部電力ミライズ株式会社から吸収分割承継会社へ承継される契約における2020年4月1日から本件効力発生日の前日までの売上高の年換算値を基準として計算される金額
Loop先払価値（本件効力発生日時点・CE）	中部電力株式会社から株式会社Loopに対し支払われた本件効力発生日時点の紹介成果報酬を基に計算される金額
総価値評価額（2020年3月末時点・CE）	「本価値評価額（2020年3月末時点・CE）」に「Loop先払価値（2020年3月末時点・CE）」を加えた金額
本価値評価額（2020年3月末時点・CE）	2020年7月1日を効力発生日として電力小売事業等を中部電力ミライズ株式会社から吸収分割承継会社に対して承継させる吸収分割契約に基づいて中部電力ミライズ株式会社から吸収分割承継会社へ承継される契約における2020年3月末日を最終日とする事業年度における売上高を基準として計算される金額

Loop 先払価値 (2020 年 3 月末時点・CE)	中部電力株式会社から株式会社 Loop に対し支払われた 2020 年 3 月末時の紹介成果報酬を基に計算される金額
本価値評価額 (本件効力発生日時点・OG)	本承継対象契約 (OG) (以下に定義する。) における 2020 年 4 月 1 日から本件効力発生日の前日までの売上高の年換算値を基準として計算される金額
本価値評価額 (2020 年 3 月末時点・OG)	本承継対象契約 (OG) における 2020 年 3 月末日を最終日とする事業年度における売上高を基準として計算される金額

2. 承継する債務

吸収分割承継会社は、吸収分割会社から、一切の負債を承継しない。

3. 承継する契約上の地位 (雇用契約を除く。)

本件効力発生日において本件事業に属する次に掲げる契約及びこれに附帯又は関連する契約 (以下「本承継対象契約」という。)

	契約相手	摘要
	旭化成ホームズ株式会社	「電気需給契約締結の代理に関する契約書」 契約相手から吸収分割会社への首都圏のエンドユーザーの紹介に関する契約

4. 承継する雇用契約

吸収分割承継会社は、吸収分割会社から、雇用契約及びこれに基づく権利義務を一切承継しない。

以上